

次の（設例）を読んで、問（１）と（２）に答えなさい。なお、各問はそれぞれ独立した問いである。

（設例）

Xは、Yを被告として、貸金500万円の返還を求める訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という。）。本件訴訟の第一審において、請求認容判決が言い渡され、これに対し、Yが控訴した。

その後、Yは、弁護士Aを訴訟代理人として選任し、その旨の記載のある委任状（以下「本件委任状」という。）を裁判所に提出した。本件訴訟の控訴審において、和解期日が開かれ、XとAが出席した。この和解期日において、下記の①～③を内容とする訴訟上の和解が成立し（以下「本件和解」という。）、本件和解の内容を記載した調書が作成された。

- ① Yは、Xに対して500万円の返還義務（以下「本件債務」という。）があることを認める。
- ② Yは、本件債務を5回に分割して支払う。
- ③ Yは、本件債務の履行を担保するためにY所有の甲土地に抵当権を設定する。

問（１）（配点：20点）

Yが、本件和解には同意していないと主張して、本件和解の効力を争ったとする。Aには、本件和解をする権限があったものといえるか、本件委任状において、Aが訴訟上の和解について特別に委任を受けていなかった場合と、特別に委任を受けていた場合とに分け、検討しなさい。

問（２）（配点：30点）

本件和解について、Xに錯誤が認められるとする。この場合に、Xは、錯誤を理由に本件和解を取り消すと主張して、本件和解の効力を争うことができるか、訴訟上の和解の効力を明らかにしつつ、検討しなさい。また、本件和解の効力を争うことができるとすれば、Xは、どのような方法でこれを主張すべきか、検討しなさい。